

Q & A

1. 補助対象者について

Q 1-1 「浜松市内に施設等を有する」とは？
<ul style="list-style-type: none">・法人：店舗・工場・事務所・支店等の登記が浜松市内にあること。ただし、法人の支店等の登記がされていない場合は、事業実態を確認したうえで判断します。・個人事業主：浜松市内に住民票登録及び店舗・事業所等（圃場・森林等）を有すること。
Q 1-2 個人事業主で、浜松市外に住民票登録があり、事務所が浜松市内にある場合、申請可能か？
<ul style="list-style-type: none">・浜松市内に住民票登録があることを要件としていることから、対象外となります。・ただし、支援メニュー「No 4」の要件を満たす個人事業主については、「No 4」に限り、浜松市内に住所を有していない場合においても対象となります。・同様に、支援メニュー「No 5」の要件を満たす個人事業主については、「No 5」に限り、浜松市内に住所を有していない場合においても対象となります。
Q 1-3 浜松市内に複数の支店を有している法人だが、支店ごとの申請は可能か？
<ul style="list-style-type: none">・申請窓口を一本化したうえで、1法人として申請して下さい。
Q 1-4 今後、浜松市内で開業を予定しているが、申請可能か？
<ul style="list-style-type: none">・申請時点で開業していることが必要であるため、申請いただく時期は開業後（開業届の提出後）となります。
Q 1-5 浜松市内に住所及び事務所を有する個人事業主が、浜松市外にある別の事務所に設置する目的でLED製品を購入する場合、対象となるか？
<ul style="list-style-type: none">・購入した製品は「浜松市内の施設等に対し、製品等を設置する場合」を要件としていることから、対象外となります。
Q 1-6 自社施設を貸与している場合で、製品等を貸与先に設置する場合、対象となるか？
<ul style="list-style-type: none">・自社施設の貸与を事業としている場合は、対象となります。
Q 1-7 借主が、自社等で賃借している事務所等に設置する目的で購入する場合、対象となるか？
<ul style="list-style-type: none">・貸主と締結している賃貸借契約に抵触しなければ、対象となります。
Q 1-8 「No 4 農業用省エネ技術等導入」の要件に該当しない農業者、「No 5 林業用省エネ技術等導入」の要件に該当しない林業者は、本事業を活用できない？
<ul style="list-style-type: none">・「No 4」「No 5」には申請できませんが、「No 1～3」については申請可能です。
Q 1-9 事業継承中の場合、どのように申請すればよいか？
<ul style="list-style-type: none">・申請日時点の代表者名で申請いただきます。・申請書の添付書類に申請者と異なる名前の記載がある場合（見積書を先代が取っていた等）、申請者が申請日時点で代表者であることが分かる資料とともに、その方と申請者との関係が分かる資料を添えて申請して下さい。

Q1-10 「No4」への申請の要件を満たす個人の認定農業者のうち、浜松市内に住所がない方は、「No1～3」への申請はできないのか？

・「No1～3」への申請はできません。（「No1～3」については個人事業主は浜松市内に住所があることが要件とされているため）この場合、「No4」のみ申請可能となります。

Q1-11 「No4」において要件となっている「収入保険」、「施設園芸セーフティネット構築事業」、「配合飼料価格安定制度」とは？

・収入保険

自然災害や価格低下のみならず、けがや病気による収穫不能や取引先の倒産など、農業者の経営努力だけでは避けられない収入減少を幅広く補償する国の制度です。

・施設園芸セーフティネット構築事業

省エネルギー化に取り組む事業者団体等に対し、農業者と国の拠出により、施設園芸（野菜、果樹、花きの栽培）に要するA重油、灯油の燃油価格が一定以上に高騰した場合に補てん金を交付する国の制度です。

・配合飼料価格安定制度

配合飼料の値上がりによる畜産経営の影響緩和を目的に、加入生産者等から積立金を徴収し、それを財源として配合飼料の値上がりがあった場合に補てん金を交付する国の制度で「(社)全国配合飼料供給安定基金」「(社)全国畜産配合飼料価格安定基金」「(社)全日本配合飼料価格畜産安定基金」の3つの基金により構成されます。

Q1-12 「No4」の要件に手続き中の認定農業者・認定新規就農者は申請可能か？

・事前申請の場合、補助金交付申請時に「収入保険」「施設園芸セーフティネット構築事業」「配合飼料価格安定基金」の加入手続きを始めていなくても、所定の方法で加入の意思を示していただければ申請は可能です。ただし、事前申請・事後申請とも、実績報告時には加入済であることを証明する書類又は具体的に加入手続きを進めていることが分かる書類（申込済の加入申込書等）の写しを提出する必要があります。

・「認定農業者又は認定新規就農者であること」の要件については、事前申請・事後申請とも、補助金交付申請時に認定済であることが必要です。

Q1-13 「No4」について、「収入保険」「施設園芸セーフティネット構築事業」「配合飼料価格安定基金」に関する「加入済であることを証明する書類又は具体的に加入手続きを進めていることが分かる書類」は具体的にどのようなものか？

・下記の書類をご提出ください。なお、提出が難しい場合は事前に事務局へご相談ください。

(1) 収入保険 … 「保険証書」の写し、又は「加入申請書」の写し 等

(2) 施設園芸セーフティネット構築事業

①加入後の場合：「施設園芸用燃油価格差補填

金積立契約締結完了通知」（別紙様式第6号）の写し+別紙（積立金の内訳）の写し、又は、「事業計画の承認通知」の写し+別紙「対象者名が分かる一覧表」の写し 等

②申込中の場合：「施設園芸等燃油価格高騰対策事業実施計画及び省エネルギー等対策推進計画の（変更）承認申請について」（別紙様式第1号）の写し+別紙1（実施計画書）の写し+添付文書 事業参加者の一覧 等

※①・②とも別紙は本補助金の申請者の氏名の確認を目的とするため申請者以外の方の氏名な

どは隠した状態で提出すること。

(3) 配合飼料価格安定基金 … 「配合飼料価格差補てん数量契約書」の写し 等

Q1-14 「No5」において要件となっている「FSC認証取得」とは？

- ・「FSC認証」とは、適切な森林管理を認証する制度（FSC/Forest Stewardship Council：森林管理協議会）です。
- ・森林の管理を認証するFM（Forest Management）認証と、加工・流通過程の管理を認証するCOC（Chain of Custody）認証から成立しており、これを取得していることが要件となります。

Q1-15 「No5」の要件に「手続き中」である林業者は申請可能か？

- ・申請できません。取得後に必要資料を添付のうえ、申請いただくこととなります。
- ・なお、FM認証（自伐林家）は管内の森林組合に相談し、9月中に必要な書類を揃えれば11月下旬頃、取得可能です。また、COC認証（事業体）は概ね3ヶ月で取得可能です。

【参考/提出書類】

- ・FSC認証取得事業体/FSC登録認定書
- ・FSC認証取得済林業者/所有森林がFSC認証林であることを証する書類の写し

Q1-16 個人事業主のうち、林業者について

- ・自ら市内に所有する森林の経営・整備及び伐採から搬出までを行っている方が林業者として対象となります。

2. 補助対象事業について

Q2-1 「事後申請」(No1～5全て対象)を行った場合で、書類審査の結果、対象外の製品を購入していた場合はどうなるか？

- ・補助金の対象とはならず、自己負担による購入となります。

Q2-2 設置に関する付帯費用（輸送費、工事費等）も対象となるか？

- ・対象となります。

Q2-3 元あった機器類の撤去・処分費用は対象となるか？

- ・対象となりません。

事前申請を行う場合、補助対象事業と見積書を分けて下さい。見積書を分けることが難しい場合は、撤去・処分費が分かる内訳書等を添付して下さい。

Q2-4 安価な機器でも、複数購入することで補助金申請額の合計が補助下限額以上になれば申請可能か？

- ・No2～No5いずれも申請可能です。

Q2-5 事前申請で交付決定を受けた取組について、事業を安価に実施できたため、実績報告書の時点で補助額が補助下限額を下回ってしまったが、補助の対象となるか？

- ・補助下限額の要件を満たさなくなるため、補助の対象外となります。なお、補助金の交付決定額に対し2割以上の減額となる場合は、実績報告の前に「補助事業変更承認申請書」（第7号様式）の提出が必要となります。

Q 2-6 省エネラベル等が掲載されているLED製品は、「No 3 設備更新・省エネ機器導入支援」の対象となるのか？

・LED製品はすべて「No 2 LED等導入支援」で申請していただきます。「No 3 設備更新・省エネ機器導入支援」で申請することはできません。

Q 2-7 LED製品以外で省エネ効果が認められる製品にもかかわらず、対象外となる主な製品は？

- ・以下の場合、対象外とさせていただきます。
- (1) 居住用にのみ使用している居室等に設置する製品
 - (2) 環境性能に適合した自動車・自転車・バイク及び関連部品（電気自動車購入に関する補助金等が運用されているため）
 - (3) 太陽光パネル、太陽熱利用設備、蓄電池等（売電等により、直接的な省エネ効果の判断が難しいため）

Q 2-8 個人事業主で、自宅を事務所に行している。事業用と居住用の共用部分におけるLED化や空調機の設置等の取組は、補助の対象となるか？

・この場合、事業用と住居用の共用部分については、事務室のみを補助の対象区域とします。なお、自宅建物内でも、事業専用で使用している部分であれば補助の対象区域になります。以下は考え方の一例です。

- ①事務所の玄関と自宅用の玄関が分かれており、事業専用で使用している玄関・廊下・事務室・トイレがある場合、その部分はいずれも補助の対象区域になります。
- ②事務所の玄関と自宅用の玄関が1つで、居間を事務室として使用している場合、居間だけが補助の対象区域になります。他の共用部分は補助の対象区域になりません。

Q 2-9 「No 4 農業用省エネ技術等導入」の具体例をもう少し教えて

- ①保冷库 … 農業で使用するものであれば、対象となります。
ただし、施設と一体化したタイプ（壁に断熱材を入れて建物の一室を冷蔵室にする等）の場合、庫内に設置する機器のみ対象となります。壁や天井等、構造物とみなされる物は対象外となります。
- ②CO2発生装置 … 対象となります。
- ③側窓巻き上げ機 … 対象となります。
ただし、側窓の構成部材（単体で購入すると資材とみなされる物）は必要最低限のもののみ認め、破損に備えた部材等は対象外となります。
- ④避雷器 … 単体では省エネ及びランニングコスト低減に資する機器ではないことから、対象外となります。
- ⑤ドローン … 農業で使用するもの（肥料散布、農薬散布等）であれば、対象となります。
- ⑥チップパー … 農業で使用するもの（老木を粉碎し、園地内に散布する等）であれば、対象となります。
- ⑦煙霧機 … 農業で使用するもの（栽培施設内の防除等）であれば、対象となります。

3. 申請全般について

Q 3-1 既に実施済の取組だが、申請できるのか？

- ・事後申請の補助対象期間に実施したものであれば、事後申請が可能です。なお、本事業は、No 1～5のすべてのメニューにおいて、事前申請・事後申請ともに可能です。
- ・ただし、事前申請と事後申請では申請書の様式が異なります。事前申請と事後申請の両方を行いたい場合は、どちらかの申請を先に行い、補助金交付決定を受けてから、残りの申請を追加申請して下さい。

Q 3-2 郵送で申請する場合、申請受付期間内に郵便物が事務局へ届く必要があるのか？

- ・郵送で申請する場合は、郵便局の消印が申請受付期間内であれば、事務局への配達申請受付期間を過ぎたものであっても申請を受け付けます。

Q 3-3 申請書を市役所や区役所の窓口へ持ち込んでも受け付けてもらえるのか？

- ・本事業に関する問い合わせや申請の受付は、浜松市中小事業者等グリーントランスフォーメーション支援補助金事務局で一元的に行います。

市役所や区役所の窓口では、申請の受付は行いませんので、ご了承下さい。

<浜松市中小事業者等グリーントランスフォーメーション支援補助金事務局>

(住所) 〒450-8799

名古屋西郵便局 (〒430-8652 静岡県浜松市中区元城町 103-2)

(TEL) 0570-059-055

(平日 9:30～17:00 土・日・祝祭日、年末年始を除く)

Q 3-4 採択される基準は？

- ・本事業では成果目標の設定やポイントに基づく採択等を行いません。申請者及び申請内容が要件を満たしていることが確認され次第、予算の範囲内で順次採択されます。

Q 3-5 令和5年2月28日に対象製品の納品及び支払を実施後、翌日(3月1日)に事後申請をした場合、対象となるか。

- ・申請受付期間が2月28日までであることから、3月1日の申請は対象外となります。

Q 3-6 対象製品の納品後にクレジットカード払で支払を行った。預金口座からのカード会社の引き落としがまだ終わっていないが、実績報告書を提出してよいか。

- ・実績報告書を提出可能です。

本事業は、納品があり、クレジットカード払で支払を行った場合は、その時点で事業完了としますので、カード会社の引き落としが完了しているかどうかにかかわらず「事業実績報告書」を提出いただけます。ただし、クレジットカードの利用明細の提出が必要となります。

Q 3-7 対象製品の購入時に代金の一部をポイントで支払ったが、補助の対象となるか。

- ・本事業は、補助対象経費の支払方法として、銀行引落、銀行振込、代金引換、コンビニ支払、クレジットカード払、現金払、電子マネーのいずれかで支払うこととしています。仮想通貨、クーポン、クレジットカード会社等から付与された特典ポイント、金券、商品券(プレミアム付き商品券)のいずれかで支払った代金については、補助対象外となります。
- ・代金の一部を補助対象外となる方法(特典ポイントによる支払等)で支払った場合は、その金額及び内訳が分かる書類を実績報告書に添付して下さい。

Q 3-8 【事前申請の場合】 1 件につき 300 万円以上（税抜）の製品等で、2 社以上の見積書の徴求が困難な場合は？

- ・やむを得ない理由がある場合（特注品である必要がある等）は、1 社分の見積書を添付して申請して下さい。

Q 3-9 【事前申請の場合】 交付決定後、購入する製品等の金額（補助対象事業費）が変わった場合の手続きは？

- ・補助額が補助金の交付決定額から変わらない場合や、補助金の交付決定額に対し 2 割未満の減額にとどまる場合は、手続き不要です。
- ・補助金の交付決定額に対し 2 割以上の減額となる場合は、「補助事業変更承認申請書」（第 7 号様式）の提出が必要となります。
- ・やむを得ない理由で補助対象事業費が増額し、交付決定額からの補助額の増額を希望する場合は、「補助事業変更承認申請書」（第 7 号様式）の提出が必要となります。ただし、予算の関係上、希望通りの増額が認められるとは限りません。事前に事務局へご相談下さい。

Q 3-10 【事前申請の場合】 申請受付期間を過ぎた後の補助事業変更承認申請は可能か？

- ・可能です。

Q 3-11 【事前申請の場合】 交付決定後、購入する製品等を変更したい場合の手続きは？

- ・購入する製品等を変更する場合は、原則として、事業中止届（第 12 号様式）を提出いただいた後、改めて交付申請を行っていただきます。
- ・購入予定の製品等が販売中止になった等、やむを得ない理由で購入する製品等を同等品に変えたい場合は、事前に事務局へご相談下さい。

4. 同時申請／追加申請について

Q 4-1 同一の申請者が、追加申請を行うことは可能か？

・可能です。

最初の申請で補助額が上限額に達しない場合、その申請の補助金交付決定日以降に、追加の申請が可能となります。

なお、N o 3～5のメニューについては、合計した補助額の上限が200万円となります。

Q 4-2 複数のメニューの申請を同時に行うことは可能か？

・可能です。

1枚の申請書で複数のメニューの申請を行うことができます。

・ただし、事前申請と事後申請では申請書の様式が異なります。事前申請と事後申請の両方を行いたい場合は、どちらかの申請を先に行い、補助金交付決定を受けてから、残りの申請を追加申請して下さい。

Q 4-3 追加申請や、複数のメニューの申請を行う場合の具体例は？

【例1】

1回目：A社がN o 1に基づき、有料エア漏れ点検診断(税抜30万円)を事後申請

→所定の審査後、N o 1の上限額である20万円の補助金交付決定を受け、20万円を受給。

2回目：1回目の補助金交付決定後、A社がN o 2に基づき、自社工場用人感センサ

(10万円)を事前申請

→所定の審査後、10万円の補助金交付決定を受け、事業実施後に10万円を受給。

【例2】

1回目：B社がN o 3に基づき、自社工場用高性能ボイラ(税抜270万円)を事後申請

→所定の審査後、180万円の補助金交付決定(補助率2/3)を受け、180万円を受給。

2回目：1回目の補助金交付決定後、B社がN o 3に基づき、自社工場用高効率空調

(税抜60万円)を事後申請

→補助率2/3で補助額40万円となるが、既に180万円の補助を受けていることから、

N o 3～N o 5の補助額の上限200万円との差額20万円について補助金交付決定を受け、20万円を受給。

【例3】

1回目：N o 4の要件を満たすC社がN o 4に基づき、SS(税抜270万円)を事前申請

→所定の審査後、180万円の補助金交付決定(補助率2/3)を受け、事業着手。

2回目：1回目の補助金交付決定後、C社がN o 3に基づき、自社工場用高効率空調

(税抜60万円)を事後申請

→補助率2/3で補助額40万円となるが、既にN o 4で180万円の補助が決定していることから、N o 3～N o 5の補助額の上限200万円との差額20万円について補助金交付決定を受け、20万円を受給。

Q 4-4 1枚の申請書で複数のメニューを同時申請する場合、各メニューで重複する提出書類を1通で済ませることは可能か？

・可能です。

Q 4-5 追加申請を行う場合、以前の申請で提出済の書類を改めて提出する必要はないか？

- ・提出済の書類が追加申請の時点で有効であれば、改めて提出する必要はありません。

(例：住民票が追加申請の3か月以内に発行されていること、認定証や加入証の有効期間が追加申請時点で切れていないこと、等)